平成29年度決算　財務書類

注記（全体会計）

**1　重要な会計方針**

（１）有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

①有形固定資産･･････････････････････････････取得価額

　ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

　　ア　昭和 59 年度以前に取得したもの･･････再調達価額

　　ただし、道路、河川及び水路の敷地においては備忘価額 1 円としています。

　　イ　昭和 60 年度以後に取得したもの

　　　取得価額が判明しているもの････････････取得価額

　　　取得価額が不明なもの･･････････････････再調達価額

　　ただし、取得価額が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

②無形固定資産･･････････････････････････････原則として取得価額

　ただし、取得価額が不明なものは、再調達価額としています。

（２）有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

①出資金

　ア　市場価格のあるもの････････････････････会計年度末における市場価格

　イ　市場価格のないもの････････････････････出資金額

（３）棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による低価法

（４）有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除きます。）･････････定額法

　なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

　　建物 8 年～ 50 年

　　工作物 8 年～ 60 年

　　物品 2 年～ 15 年

②無形固定資産（リース資産を除きます。）･････････定額法

（ソフトウェアについては、庁内における見込利用期間（ 5 年）に基づく定額法によっています。）

③所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

（リース期間が 1 年以内のリース取引及び1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

･･･････････自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

（５）引当金の計上基準及び算定方法

①退職手当引当金

職員に対する退職手当の支給に備えるため、財務諸表作成基準日において在職する職員が自己都合により退職するとした場合の退職手当要支給額を計上しております。

②賞与等引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、翌年度 6 月支給予定の期末勤勉手当の支給見込額等のうち、財務諸表作成基準日において発生していると認められる金額（12月から3月までの4か月分）を計上しています。

（６）リース取引の処理方法

リース料総額が300万円を超える所有権移転ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理をしています。

（７）連結資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法235条4第1項に規定する歳入歳出に属する現金としています。

　なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

（８）消費税等の会計処理

　消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、農業共済事業特別会計については、税抜方式によっています。

（９）連結対象団体（会計）の決算日が一般会計等と異なる場合の処理

　決算日と連結決算日の差異が 3 か月を超える連結対象団体はありません。

**２　重要な会計方針の変更等**

（１）主要な業務の改廃

　平成31年度に、農業共済事業特別会計が廃止され、NOSA岡山に移管します。

**３　重要な後発事象**

（１）重大な災害等の発生

　平成30年7月に発生した「平成30年7月豪雨」及び平成30年9月に到来した「台風24号」により、村内の道路・河川等に多大な被害が発生しており、復旧等にかかる費用が74,000千円見込まれています。

**４　偶発債務**

　該当の事象はありません。

**５　追加情報**

（１）連結対象団体（会計）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 団体（会計）名 | 区分 | 連結の方法 | 比例連結割合 |
| 国民健康保険特別会計（事業勘定） | 地方公営事業会計 | 全部連結 | ― |
| 新庄村簡易水道特別会計 | 地方公営事業会計 | 全部連結 | ― |
| 宅地造成事業特別会計 | 地方公営事業会計 | 全部連結 | ― |
| 新庄村後期高齢者医療特別会計 | 地方公営事業会計 | 全部連結 | ― |
| 介護保険特別会計（保険事業勘定） | 地方公営事業会計 | 全部連結 | ― |
| 新庄村国保歯科診療施設特別会計 | 地方公営事業会計 | 全部連結 | ― |
| 下水道事業特別会計 | 地方公営事業会計 | 全部連結 | ― |
| 新庄村国民健康保険診療所特別会計 | 地方公営事業会計 | 全部連結 | ― |
| 農業共済事業特別会計 | 地方公営企業会計 | 全部連結 | ― |

連結の方法は次のとおりです。

①地方公営事業会計及び地方公営企業会計は、すべて全部連結の対象としています。

（２）出納整理期間

　地方自治法第 235 条の 5 に基づき、出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

　なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

（３）表示単位未満の取扱い

　千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

（４）売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア　範囲

　庁内組織において、売却予定とされている公共資産

イ　内訳

該当はありません